

(生徒用)

上板橋第三中学校の校則

1 服装

(1) 下着は、色の指定はせず、シャツ類から透けないものとし、ハイネックの使用は許可しない。防寒の観点で発熱・保湿をする下着の着用は許可する。柄プリントのあるものは許可しない。

⇒シャツの下が見えないようにするため。

(2) 防寒具について

① セーター・カーディガン

セーターやカーディガンの着用をする時は、下の指示に従って着用することを許可する。

(ア) セーターやカーディガン、学校指定のベスト以外の着用は認めない。

(イ) カーディガンを着用する時は、ボタンを閉めて着用する。

(ウ) 色は、白、ベージュ、または明度の低いもの。

(エ) 標準服のA・Bタイプともに、冬服のブレザーの下にセーターとカーディガンを着用し、夏服には、防寒着の着用はしない。

⇒防寒着は標準服を着用した上で寒さを感じた時に着用するものであるため。

② 手袋

模様の制限はしない。色は、白、ベージュ、または明度の低いものとする。

⇒色の指定はあるが、模様の制限をすると着用できるものに限りがでてしまうため。

③ マフラー、ネックウォーマー等

模様の制限はしない。マフラーとネックウォーマーは防寒を目的としたものとし、色の制限はしないが、蛍光色などの、周囲の生徒や先生方から著しく目立つと判断される色の使用は認めない。ただし、白は除く。

⇒マフラーには様々な色や柄があり、色の指定や模様の指定をすると手持ちのマフラー以外に新たに購入する必要がでてくるため。ただし、標準服に合わないマフラーの着用は好ましくないため、一部の色の許可を認めない。

④ コートについては、防寒になり通学にふさわしいもの。原則色は、白、ベージュ、または明度の低いものとする。ただし、コートを着用する場合、冬服のブレザーを着用したうえで着用することとする。また、体育着登校の際にも防寒着の着用を許可する。

⇒コートの形に制限はしていないが、通学にふさわしくないと感じるものは着用しないでほしいため。また、体育着登校の際の温度調節をするため。

⑤ タイツ・レギンスは、黒・紺のみ着用できる。

⇒防寒のため。

(3) 防暑小物について

① 帽子は、夏場のみ校舎外で着用してもよい。

⇒熱中症対策のため。

② 帽子については、つばが付いている物とする。

⇒お洒落ではなく、日差しを避けるために必要なもののため。

③ 日傘を使用してもよい。持ってきたときは傘立てに入れる。また、折りたたみ式の日傘を使用する際は自分の鞆に入れても良い。

⇒帽子と同様、熱中症対策のため。

⇒傘立てに入れた場合取り出すのが大変のため。また、折り畳み傘は普段から鞆に入れている人もいるため。

(4) 靴下について

白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。(ワンポイント、ライン入り可)。標準服に合う丈とする。ただし、くるぶし以上の長さのものとする。

⇒白以外の色は、汚れの観点から、くるぶしが隠れる長さは、運動での安全確保のため。

(5) 靴について

運動に適した靴を使用する。悪天時は長靴の使用をしてもよい。その時は天気回復のことも考え、各自の判断で運動靴を持ってくる。

⇒体育では運動靴を使用するため。色の指定に関しては、運動靴は様々な色があるため。

(6) 通学カバンについて

自由とする。リュック型とし、机の横にかかるものとする。

⇒安全面を考慮して、転倒したときに手が出せるようにするため。

2 頭髪について

(1) 清潔感があり、周りの人が不快に思わない髪型とする。また、奇抜な髪型にはしない。

⇒清潔感だけだと分かりづらいという意見が多く、生徒に理解してもらいやすくするため。また、髪型の細かい指定を廃止したことで、校風が乱れないように配慮してほしいため。

(2) 安全上体育の授業やその他の授業において、支障のない髪型とする。(U字ピンの使用は禁止) ※髪の毛は目にかからないようにする。肩に髪がかかっている場合は結ぶ。

⇒学習中に髪が落ちてきて支障があること、給食中は衛生上の観点から、実技教科では危険を伴う教科があり、ヘアゴムを忘れると結べない、髪を下ろして結ぶ時間が必要以上にかかってしまった、友達に貸すためのヘアゴムを腕にしたまま体育の授業に参加するなど危険な場面もあったため(令和5年度の試験運用期間の検証の結果)。

⇒清掃の際に、髪の毛が多く出て、流しに大量の髪の毛が残されたことや、授業中に髪の毛を触り続ける人がいて集中力を欠いている様子が見受けられた。また、給食準備前に髪を結ぶためにトイレに多くの女子生徒がたまってしまい、給食前の滞る学級もあったため(令和7年度の試験運用期間の検証の結果)。

(3) ヘアアイロンの使用を許可する。ただし、学校での使用は禁止とする。ヘアアイロンの使用はストレートのみとし巻く行為は禁止とする。

⇒身なりを整える際に、ヘアアイロンを使用して寝癖を直す機会も多く、身なりを整える程度であれば支障はないため。

(4) ヘアゴムの色は、明度の低いものとする。(最後の色見本を参照)

⇒卒業後の様々な進路に対応できる身だしなみを身につけるため。

(5) 髪染めや脱色は認めない。加工しない色とする。整髪料やワックスは使用しない。

⇒卒業後の様々な進路に対応できる身だしなみを身につけるため。

(6) 眉毛加工・脱色しない。ただし、形を整える程度なら認める。

⇒眉毛を整える程度であれば身だしなみとして周りの印象を良くすることができる。しかし、極端に細くしたり、全剃りしたりすると周りからの印象を悪くしてしまう可能性があるため。

(7) 縮毛矯正やストレートパーマ、整髪料やワックスを使用する必要がある場合は、先生に個別に相談をする。

⇒それぞれの悩みはあることを考え、適切に対応するため。

(8) (7)を含め、校則や学校の生活に規定がある場合でも、先生に相談し、個別に対応することができる。許可を得るためには、まずは先生に相談し、担任から特別許可申請書を受け取り記入し、最終的な許可を出す。許可申請期間中はそれを自宅で保管すること。

⇒個別に必要な対応を行えるようにするため。

○色見本（下部の赤枠内）

